



鳥取県公報

平成 28 年 5 月 27 日 (金)
第 8 8 0 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の変更の届出 (382) (福祉監査指導課) 2
	屋外広告物に係る禁止地域等の指定の一部改正 (383) (住まいまちづくり課) 2
	国土調査の成果の認証 (384) (農地・水保全課) 4
	基本測量の実施 (385) (県土総務課) 4
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (386) (中部総合事務所福祉保健局) 4
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (387) (〃) 5

告 示

鳥取県告示第382号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業所の名称及び所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成28年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	変更年月日
スマイルセンター株式会社	鳥取市富安二丁目16-4	モアスマイル富安	鳥取市富安二丁目16-4	通所介護	平成28年3月31日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	変更年月日
スマイルセンター株式会社	鳥取市富安二丁目16-4	モアスマイル富安	鳥取市富安二丁目16-4	介護予防通所介護	平成28年3月31日

鳥取県告示第383号

平成元年鳥取県告示第685号（屋外広告物に係る禁止地域等の指定について）の一部を次のように改正し、平成28年5月27日から施行する。

平成28年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課、東部生活環境事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局、八頭県土整備事務所並びに西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局において公衆の縦覧に供する。</p> <p>1 略</p> <p>2 条例第2条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>（1） 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地</p>	<p>鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、<u>広告物</u>を表示し、若しくは<u>広告物</u>を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、<u>条例</u>第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課、東部生活環境事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局、八頭県土整備事務所並びに西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局において公衆の縦覧に供する。</p> <p>1 略</p> <p>2 条例第2条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>（1） 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地</p>

域（鳥取市及び倉吉市の区域並びに都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域に定められた地域を除く。）で当該道路から展望できる場所（当該道路に向けないで広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する場合を除く。）

路線名	区間
略	
一般国道 9号	略 岩美郡岩美町大字浦富字宇和田23-4から鳥取市との境界まで
一般国道 178号	岩美郡岩美町大字小羽尾字浜頭651-14地先から同町大字牧谷字砂濱690-128地先まで 岩美郡岩美町大字浦富字宇和田23-1から同大字字姥ヶ懐2973地先まで 略
略	

(2) 略

3・4 略

5 条例第3条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域（前項に掲げる地域を除く。）とする。

(1) 次に掲げる道路の両側1,000メートル以内の地域（鳥取市及び倉吉市の区域並びに2の(1)に掲げる場所を除く。）で当該道路から展望できる場所

路線名	区間
略	
一般国道 9号	略 岩美郡岩美町大字浦富字宇和田23-4から鳥取市との境界まで
一般国道 178号	岩美郡岩美町大字浦富字宇和田23-1から同大字字姥ヶ懐2973地先まで 岩美郡岩美町大字陸上字下向山312地先から兵庫県との県境まで
略	

(2)~(6) 略

域（鳥取市及び倉吉市の区域並びに都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域に定められた地域を除く。）で当該道路から展望できる場所（当該道路に向けないで広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する場合を除く。）

路線名	区間
略	
一般国道 9号	略 岩美郡岩美町大字浦富字上荒木53-1地先から鳥取市との境界まで
一般国道 178号	岩美郡岩美町大字小羽尾字浜頭651-14地先から同町大字牧谷字砂濱690-128地先まで 略
略	

(2) 略

3・4 略

5 条例第3条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域（前項に掲げる地域を除く。）とする。

(1) 次に掲げる道路の両側1,000メートル以内の地域（鳥取市及び倉吉市の区域並びに2の(1)に掲げる場所を除く。）で当該道路から展望できる場所

路線名	区間
略	
一般国道 9号	略 岩美郡岩美町大字浦富字上荒木53-1地先から鳥取市との境界まで
一般国道 178号	岩美郡岩美町大字陸上字下向山312地先から兵庫県との県境まで
略	

(2)~(6) 略

鳥取県告示第384号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
東伯郡三朝町	平成23年度及び平成24年度	東伯郡三朝町(大字加谷の一部)の地籍図及び地籍簿	三朝町大字加谷の一部	平成28年5月27日
〃	〃	東伯郡三朝町(大字木地山の一部20113136403)の地籍図及び地籍簿	三朝町大字木地山の一部	〃
〃	平成23年度から平成25年度まで	東伯郡三朝町(大字木地山の一部20113136404)の地籍図及び地籍簿	〃	〃
西伯郡大山町	平成26年度及び平成27年度	大山町(樋口、石井垣、八重及び束積の各一部[141区域])の地籍図及び地籍簿	大山町樋口、石井垣、八重及び束積の各一部	〃
〃	〃	大山町(退休寺、高橋及び下甲の各一部[142区域])の地籍図及び地籍簿	大山町退休寺、高橋及び下甲の各一部	〃
岩美郡岩美町	平成22年度及び平成23年度	岩美町(大字新井の一部[1003])の地籍図及び地籍簿	岩美町大字新井の一部	〃
日野郡日南町	平成25年度及び平成26年度	日南町(上萩山の一部)の地籍図及び地籍簿	日南町上萩山の一部	〃

鳥取県告示第385号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量(基本重力測量)
- 2 作業期間 平成28年10月4日から平成29年3月31日まで
- 3 作業地域 鳥取市及び境港市

鳥取県告示第386号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年5月27日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの 種類
社会福祉法人 鳥取県厚生事 業団	ははき訪問介護事 業所	東伯郡湯梨浜町大 字上浅津70-1	平成28年5月19 日	平成28年5月31 日	訪問介護

鳥取県告示第387号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成28年5月27日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの 種類
社会福祉法人 鳥取県厚生事 業団	ははき訪問介護事 業所	東伯郡湯梨浜町大 字上浅津70-1	平成28年5月19 日	平成28年5月31 日	介護予防訪 問介護